

2011年度～2017年度の日中食品安全協力の総括

2010年5月31日、日本国厚生労働省と中華人民共和国国家質量監督檢驗檢疫総局は「日中食品安全推進イニシアチブに関する日本国厚生労働省と中華人民共和国国家質量監督檢驗檢疫総局との覚書」（以下「覚書」という。）に署名し、日中食品安全推進イニシアチブ第1回閣僚級（大臣級）会議を開催した。2011年11月、双方は、北京にて、第2回閣僚級会議を開催した。その後、双方は「覚書」に基づき、食品安全分野において、広範囲にわたる交流及び協力を実施し、多大な成果を得た。第2回閣僚級会議以降の総括は以下のとおり。

一．実務者レベル協議

- (一) 2011年11月から2018年3月に、双方は、日本、中国交互に第3回から第10回の日中食品安全推進イニシアチブ実務者レベル会議を開催した。
- (二) 双方は、互いに関心のある食品安全に関する議題について、友好的に十分な交流と協議を実施した。

二．解決した双方の具体的関心事項

以下に掲げる事項について、日中双方は、この問題の解決に向けて引き続き協力していくことを確認した。

(一) 中国側関心事項

1．日本産水産食品の品質安全に関する問題

日本の対中輸出水産食品中に存在する重金属の基準超過問題について、日本側に通報するとともに、違反原因の究明、改善状況の確認及び適切な衛生管理等を実施するよう要請した。日本側は、通報に基づき組織的に調査を実施し、改善措置を採り、併せて中国側に関係情報をフィードバックした。

2．中国産食品の一部に関する検査命令の解除問題

一部の中国産野菜、水産品、乾燥果実等の安全問題について、双方の協力関係をより強化し、中国側は有効な再発防止策を講じ、日本側は関係食品の輸入時の命令検査を解除した。

(二) 日本側の関心事項

1．中国産食品の安全性に関する問題

日本側は、対日輸出茶葉、及び野菜の残量農薬基準超過、肉類、及び水産品の動物用医薬品の残留基準超過並びに落花生のアフラトキシン基準超過等の問題について、中国側に通報するとともに、違反原因の究明、改善状況の確認及び適切な衛生管理等を実施するよう要請した。中国側は、通報に基づき組織的に調査を実施し、改善措置を採り、併せて日本側に関係情報をフィードバックした。

2. 対中輸出食品に係る公的証明書に関する情報交換

日本側が高い関心を示している対中輸出食品に係る証明書問題について、中国側において公的証明書の添付開始時期について2年間の経過期間を設定したことを示した。日本側は、中国側のWTO/TBT通報に対する日本側のコメントへの回答とともに、適時適切な情報提供を要請した。

(三) 双方の関心事項

1. 対中輸出食品の放射性物質に関する問題

中国側は、日本の原子力発電所事故に伴い、対中輸出食品に生じるリスクを注視し、日本側に対し対中輸出食品の安全性確保のための監視を強化するとともに、食品中の放射性物質等に係る技術的資料を速やかに提供するよう求めた。

日本側は、安全性確保のための措置を説明して、中国側の要求に対し、関連するデータ等を提供した。加えて、引き続き在中国日本大使館を通じて迅速に検査結果等の情報を提供することとした。

また、双方は、共同で専門家グループを設置し、この問題について協議を継続的に実施している。

2. 日中輸出入食品安全に関する技術交流に関する問題

双方の食品安全基準、検査技術、監督管理措置分野の交流及び協力を一層強化し、日中輸出入食品安全管理措置の連携を促進するため、双方は、専門家を相手国に派遣し、技術交流活動を実施した。

三. 現地調査の実施

2011年11月より2018年3月に、中国側は、日本に代表団を派遣し、日本の東京都、横浜市、長崎県、奈良県等の対中輸出食品生産企業、検疫所の現地調査を実施した。一方、日本側は、代表団を中国の北京市、山東省、遼寧省、福建省等の対日輸出食品生産企業、及び野菜、茶葉の農場、水産品養殖場の現地調査を実施した。